

第6次国有林野施業実施計画書

(長崎北部森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自 令和5年4月1日
至 令和10年3月31日

(令和6年3月変更)

九州森林管理局

国有林野施業実施計画の変更について

[変更理由]

次の理由から国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）第 14 条第 2 項に基づき変更する。

国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）及び地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書及び伐採造林計画簿作成様式について（平成 11 年 1 月 29 日付け 11 林野経第 4 号林野庁長官通知）の一部改正により、3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積について、記述することとなったため変更。

なお、本変更計画の効力は、令和 6 年 4 月 1 日より生じる。

注 1： 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が変更等の箇所である。

目 次

3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積 1

3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積

所在地 (林小班)	面積 (ha)
22い、ろ、に、ほ、と、ち、り、り1、ぬ、ぬ1、る、か、た、れ、そ、つ、 ね、23ろ、は、に、ほ、へ、へ1、と、ち、り、り1、ぬ、る、わ、か、よ、 た、れ、そ、つ、ね、な、な1、ら、ら1、24ろ1、ろ2、は1、は2、は3、 は4、は5、は6、は7、は8、は10、は13、に、ほ、ほ1、と、と2、り、 ぬ、る、る1、わ、か、よ、れ、そ、そ1、つ、ね、ら、む、う、く、や、ま 1、25い、い1、い2、い3、い4、い5、い6、い8、い9、い10、ろ、ほ、ほ 1、ほ2、ほ3、27ぬ、28に、へ、と、ぬ、る、わ、た、1101は1、に、に1、 へ、ぬ、か1、1102ろ、ろ1、ろ2、ろ4、は、に、ほ、へ、ち、り、る、わ、 か、よ、1103ろ、は、に、へ、と、ぬ、か、よ、た1、つ、ね、お、1104 い、ろ、は、に、ほ、へ、と、と1、り、る、わ、か、た、れ、そ、ね、ら、 む、1105は、ほ、り、る、わ、か、よ、た、つ、1106い、ろ、は、は2、 に、ほ、へ、ち、り、ぬ、ぬ2、る、1107ほ、へ、1108は、に、1109い、 ろ、に、ほ、へ、へ1、り、ぬ、る、1110ろ、は、に、に1、ほ、へ、と、 1111ほ3、ほ4、へ、と、ち、り、1112ろ、は、は1、ほ、ほ1、へ、と、 ち、り、ぬ、る、よ、よ1、た、れ、れ1、れ2、れ3、れ4、1113ろ、は、 に、ほ、へ、ち、ち1、ち2、る、る1、わ、よ、た、つ、ら、1114う、の、 あ、ゆ、し、ひ、1115る、か、よ、よ1、た、1116い、ろ、は、ほ、1117 へ、と、る、る1、わ、よ、た、れ、そ、つ、ね、ら、1118い、ろ、は、ほ、 へ、と、り、ぬ、ぬ2、る、わ、か、よ、1119ろ、は、に、へ、ち、り、る、 か、よ、た、れ、1120は、に、ち、り、ぬ、る、よ、た、そ、つ、ね、な、 ら、1121い、は、に、ほ、へ、と、り、ぬ、る、1122い、は、に、へ1、 1123へ、と、ち、か、よ、た、つ、ね、ら、1124い、い1、い2、い3、い 4、ろ、ろ1、は、に、ほ、へ、と、ち、ぬ、る、わ、わ1、か、よ、ね、 な、1128ろ、は、ほ、へ、ち、り、1129い、い1、ろ、は、は1、は2、は 3、は4、り、ぬ、1131ち	1,040